

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業綾南南部地区（第3工区）の換地計画を定めた。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成19年6月22日から同年7月12日まで縦覧に供する。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀